

青少年保護育成条例のあらまし

「青少年保護育成のための環境浄化に関する条例」が改正されました。

施行日 令和2年7月1日



県民の皆様へ

この条例は、青少年の健全育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、健全な育成環境を守ろうとするものです。

今回の改正は、インターネットを介したトラブルや犯罪から青少年を守るために対応したもので、令和2年7月1日から施行されます。

主な改正点

- インターネット上の「有害情報」への対応を強化しました。
 - ・携帯電話インターネット接続契約に係る、事業者等と保護者の義務を規定しました。
- 「自画撮り被害」を防止するための対応を強化しました。
 - ・青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等を要求することや、不当に要求する事を禁止しました。



山 県

目次

○目的（第1条）	1
○県民の責務（第2条）	
○事業者の責務（第2条の2）	
○県の責務（第3条）	
○市町村の責務（第3条の2）	
○用語の定義（第4条）	
○有害図書類の販売等の制限（第5条）	2
○有害図書類の陳列の制限（第5条の2）	
○有害がん具類等の取扱制限等（第5条の3）	
○自動販売機等への有害図書類及び有害がん具類等の収納禁止等（第5条の4）	3
○自動販売機等管理者の設置（第5条の5）	
○自動販売機等の設置の届出等（第5条の6）	
○自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限（第5条の7）	
○自動販売機等の撤去（第5条の8）	4
○有害興行の観覧制限（第6条）	
○有害広告物の制限（第7条）	
○インターネット利用環境の整備（第7条の2）	5
○携帯電話インターネット接続契約に係る義務（第7条の3）【改正】	
○薬品等の販売等の禁止（第8条）	6
○質受け、古物の買受け等の制限（第9条、第10条）	
○金銭の貸付け等の制限（第10条の2）	
○着用済み下着等の買受け等の禁止（第10条の3）	
○青少年への勧誘行為の禁止（第10条の4）	
○深夜外出の制限（第11条）	7
○深夜に営業を行う施設への立入りの制限等（第11条の2）	
○いん行わいせつ行為の禁止（第12条）	
○入れ墨の禁止（第12条の2）	
○児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第12条の3及び第16条）【改正】	8
○場所の提供、周旋の禁止（第13条）	9
○旅館業者等の届出義務（第14条）	
○立入調査等（第14条の2）	
○罰則（第16条、第16条の2）	

目的（第1条）

○この条例は、青少年の保護育成を図るため、これを阻害するおそれのある行為を防止し、その環境を浄化することを目的としています。

県民の責務（第2条）

○特に青少年との関わりが深い保護者、地域住民等の青少年の保護育成に関する責務を示しています。

- | | |
|-----------|---|
| 県 民 | - 常に青少年が健全に育成されるように努め、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければなりません。 |
| 保 護 者 | - 青少年を健やかな成長にふさわしい環境の中で監護し、及び教育するように努めなければなりません。 |
| 地 域 住 民 等 | - その活動又は職務を通じて、相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から青少年を保護するように努めなければなりません。 |

事業者の責務（第2条の2）

○事業者の青少年保護育成に関する社会的責任の自覚を促すため、その責務を示しています。

- | | |
|-------|--|
| 事 業 者 | - その事業活動に関して、社会的責任を自覚し、自ら又は相互に協力して青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から、青少年を保護するように務めなければなりません。 |
|-------|--|

県の責務（第3条）

○県は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境を浄化するため、国や市町村と連携して、積極的に各種施策を樹立し、実施します。



市町村の責務（第3条の2）

○市町村は、県の施策に協力し、地域の実情に応じた青少年の保護育成のための施策を策定し、実施するように努めるものとします。

用語の定義（第4条）

- | | |
|--------|---|
| 青 少 年 | - 満18歳に満たない者 をいいます。 |
| 図 書 類 | - 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム、録音盤、又は録画テープ、フロッピーディスク、シーディーロムその他 電磁的方法 その他 人の知覚によっては認識できない方法によるデータを記録した記録媒体 をいいます。 |
| 自動販売機等 | - 物品の販売（貸付け）を行う機器で、物品の販売（貸付け）に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに、販売（貸付け）することができる機器をいいます。
※電気通信設備を用いて、送信された画像によりモニターの画面を通して販売（貸付け）を行うものも含みます。 |
| 興 行 | - 映画、演劇、見せもの等をいいます。 |

有害図書類の販売等の制限（第5条）

○何人も、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、交換し、贈与し、貸し付けてはいけません。

《違反すると30万円以下の罰金》

有害図書類とは？

「著しく性的感情を刺激」し、「甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長」し、「著しく自殺若しくは犯罪を誘発」する等青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類で、次のものをいいます。

- 1 知事が青少年に有害なものとして指定したもの
- 2 書籍又は雑誌で、全裸、半裸などでの卑わいな姿態又は性行為等の写真、絵が「20ページ以上」又は「ページの総数の5分の1以上」を占めるもの
- 3 ビデオテープ、DVD等で、全裸、半裸などでの卑わいな姿態又は性行為等の場面が、合わせて3分を超えるもの

有害図書類の陳列の制限（第5条の2）

○図書類の販売、貸付けを業とする者等は、有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分し、屋内容易に監視できる一定の場所に置き、青少年が閲覧できないように包装するとともに、青少年の購入又は借受けを禁止する旨の表示をしなければなりません。

○知事は、陳列方法が適当でないと認められる場合は、陳列方法を変更するよう改善勧告、改善命令を行うことができます。

《命令に従わないと30万円以下の罰金》

包装・陳列の方法は？

ビニール袋等で包装、又は伸縮しないひもで十字掛け、たすき掛けでしばる等の方法を行い、青少年が閲覧できないように他の図書類と区別して陳列します。



○図書類の販売、貸付けを業とする者等は、有害図書類等の表紙が店舗の外から見えない場所に置くよう努めなければなりません。

有害がん具類等の取扱制限等（第5条の3）

○何人も、「有害がん具類等」を青少年に販売し、頒布し、交換し、贈与し、貸し付けてはいけません。

《違反すると30万円以下の罰金》

「有害がん具類等」とは？

- ・知事が青少年に有害なものとして指定したもの
- ・専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する形状、構造又は機能を有するもの

自動販売機等への有害図書類及び有害がん具類等の収納禁止等（第5条の4）

- 自動販売業者、自動販売機等管理者は、**有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはいけません。**また、収納している図書類又はがん具類等が有害図書類又は有害がん具類等に指定されたときは、すぐに自動販売機等から撤去しなければなりません。

《違反すると30万円以下の罰金》

- 知事は、収納違反者（自動販売業者又は自動販売機等管理者）に対して、**有害図書類・有害がん具類等の撤去を命ずることができます。**命令を受けた者は、5日以内に**有害図書類・有害がん具類等を撤去しなければなりません。**

《違反すると50万円以下の罰金》



自動販売機等管理者の設置（第5条の5）

- 図書類又は刃物類、がん具類の自動販売機等には、自動販売機等管理者を置かなければなりません。ただし、自動販売業者の住所地と同一の市町村に設置する自動販売機等については除きます。

自動販売機等の設置の届出等（第5条の6）

- 自動販売機等を設置しようとするときは、あらかじめ知事に届け出なければなりません。また、届出事項に変更があったとき、又は設置若しくは使用を廃止するときは、遅滞なく知事に届け出なければなりません。

《違反すると20万円以下の罰金》

- 自動販売業者は、設置した自動販売機等の見やすい箇所に、氏名、住所、設置場所、自動販売機等管理者の氏名、住所等を表示しなければなりません。

《違反すると10万円以下の罰金又は料料》

- 設置の状況を明らかにするため、届出事項等を記載した自動販売機等登録簿を知事が作成することとしました。

自動販売機等への収納及び自動販売機等の設置の制限（第5条の7）

- 学校や図書館の近隣など、青少年への影響が強く懸念される地域では、「**有害性のある図書類又はがん具類等**」を自動販売機に収納してはいけません。また、「**有害性のある図書類またはがん具類等**」を収納するおそれのある自動販売機等を設置しないように努める必要があります。

「有害性のある図書類又はがん具類等」とは？

有害図書類・有害がん具類等には当たらないが、これらに類似する「**性的感情を刺激**」し、「**粗暴性若しくは残虐性を助長**」し、「**自殺若しくは犯罪を誘発**」し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものをいい、これに該当するかどうかは、健全な社会通念に照らして判断することになります。

自動販売機等の撤去（第5条の8）

○ 第5条の4の有害図書類又は有害がん具類等収納物の撤去命令を受けた自動販売業者又は自動販売機等管理者が、命令の期限の日の翌日から6ヶ月以内に同じ自動販売機等に収納したときは、知事は、その自動販売機等の撤去を命ずることができます。

○ 命令を受けた者は、10日以内に自動販売機等を撤去しなければなりません。

《命令に従わないと6月以下の懲役又は50万円以下の罰金》

※適用除外（第5条の9）

第5条の4から第5条の8までの規定は、法令により青少年の入場が禁止されている場所に設置されている自動販売機等には適用されません。

有害興行の観覧制限（第6条）

○ 有害興行を主催する者等は、有害興行を青少年に観覧させてはいけません。

《違反すると30万円以下の罰金》

○ 有害興行を主催する者、及び興行の場所の経営者は、入口等の見やすい箇所に青少年の立入りを禁止する旨を掲示しなければなりません。

《違反すると10万円以下の罰金又は科料》

「有害興行」とは？

「著しく性的感情を刺激」し、「甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長」し、「著しく自殺若しくは犯罪を誘発」するおそれのあるもので、知事が青少年に有害なものとして指定した興行をいいます。※興行-映画、演劇、見せもの等をいう（第4条）



有害広告物の制限（第7条）

○ 知事は、広告物の内容が「著しく性的感情を刺激」し、「甚だしく粗暴性若しくは残虐性を助長」し、「著しく自殺若しくは犯罪を誘発」するおそれがある場合は、その広告主又は管理者に対して広告物の内容の変更、撤去その他必要な措置を命ずることができます。

《違反すると30万円以下の罰金》

インターネット利用環境の整備（第7条の2）

○インターネット上の有害情報から青少年を守るため、保護者、インターネットに関する事業者等に、その立場に応じて果たすべき努力義務を示しています。

保護者・学校関係者・青少年育成関係者の努力義務

- 青少年がインターネットを利用するに当たって、有害情報を閲覧し又は視聴するがないように努めなければなりません。

事業者の努力義務

- 公共施設やインターネットカフェ等の事業者は、フィルタリングソフトの活用等により、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することを防止するように努めなければなりません。
- インターネットプロバイダ、パソコン、携帯電話などの販売・貸付け等を行う事業者等は、その事業活動を行うときは、フィルタリングソフトなどに関する情報を提供するように努めなければなりません。

フィルタリングソフトとは？

青少年の有害情報の閲覧を制限するため、インターネットを接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する装置【フィルタリングソフトウェアのインストール・設定等（アプリ等の起動制限に関するOSの設定含む）】をいいます。



携帯電話インターネット接続契約に係る義務（第7条の3）改正

○青少年が使用するスマートフォン等のインターネット接続サービスの契約に関して、インターネット上の有害情報等から守るフィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置を積極的に行うため、保護者、事業者等に対してそれぞれ果たすべき義務を示しています。

携帯電話事業者等（販売店・代理店含む）の義務

- 携帯電話インターネット接続の契約の際、使用者が青少年である場合には、青少年又はその保護者に対し、**書面により**以下の説明をしなければなりません。
 - ・青少年が有害情報を閲覧する可能性が生ずること
 - ・犯罪による被害を受けるおそれがあること
 - ・フィルタリングサービス、フィルタリング有効化措置の必要性及び内容
- 携帯電話事業者等は、インターネット接続に伴う危険性について十分説明し、それでもなお保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨、フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出があった場合は、**その理由などが記載された書面の提出を受け、その書面を一定期間（契約が終了する日又は青少年が満18歳に達する日まで）保存しなければなりません。**



保護者の義務

- フィルタリングサービスを利用しない旨の申出及びフィルタリング有効化措置を講ずることを**希望しない**旨の申出をするときは、申出の理由等を記載した書面を携帯電話事業者等に提出しなければなりません。



携帯電話事業者とは？

携帯電話事業者及び販売店・代理店を示しますが、MVNO（仮想移動体通信事業者）いわゆる格安スマート事業者についても「携帯電話インターネット接続役務」を提供する事業者であれば、これに含まれます。

フィルタリングサービスとは？

ネットワーク上でのフィルタリングやフィルタリングソフトウェアに必要な情報の提供等、インターネット上の青少年にとって有害な情報（ポルノ・暴力・出会い系・薬物等）の閲覧を制限するため継続して行う役務をいいます。

フィルタリング有効化措置とは？

フィルタリングソフトウェアのインストール・設定（アプリの機能制限に関するOSの設定を含む）等をいいます。

薬品等の販売等の禁止（第8条）

- 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類を不健全な目的に利用するおそれがあることを知つて、青少年に販売、頒布、贈与してはいけません。 **《違反すると50万円以下の罰金》**

質受け、古物の買受け等の制限（第9条、第10条）

- 質屋、古物商を営む者は、青少年から質受けや買い受け等をしてはいけません。ただし、青少年が保護者の委託を受け、同意を得たと認められるか、正当な理由があると認められる場合は除きます。
《違反すると10万円以下の罰金又は科料》

金銭の貸付け等の制限（第10条の2）

- 貸金業を営む者は、青少年に対し、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介をしてはいけません。ただし、青少年が保護者の委託を受け、同意を得たと認められるか、正当な理由があると認められる場合は除きます。
《違反すると10万円以下の罰金又は科料》

着用済み下着等の買受け等の禁止（第10条の3）

- 何人も、青少年から着用済み下着等を買い受けたり、売却の委託を受けたり、売買の仲介をしてはいけません。また、これらの行為が行われることを知って、その場所を提供してはいけません。
《違反すると30万円以下の罰金》

青少年への勧誘行為の禁止（第10条の4）

- 何人も、青少年に対して次の勧誘行為を行ってはいけません。

- ・ 着用済み下着等を売却するように勧誘する行為
- ・ 性風俗関連特殊営業（ファッショナブルス、ソープランド等）の従業員となるように勧誘する行為
- ・ 接待飲食等営業（ホストクラブ等）の客となるように勧誘する行為

《違反すると30万円以下の罰金》

深夜外出の制限（第11条）

- 保護者は、正当な理由がある場合を除き、**深夜（午後11時から午前4時まで）に青少年を外出させないよう努めなければなりません。**
- 何人も正当な理由があり、かつ、保護者の同意を得た場合以外は、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、とどめてはいけません。



違反すると《30万円以下の罰金》新

- 深夜に営業を行う事業者等は、深夜に施設内または敷地内にいる青少年に帰宅を促すように努めなければなりません。

正当な理由とは？

例えば、夜学や新聞配達等での外出、青少年健全育成活動の一環として行われるキャンプ、地域の祭礼など、健全な社会通念に照らして「正当」と判断できるものることをいい、単なる遊興や飲食が深夜に及ぶ場合はこれに該当しません。

深夜に営業を行う施設への立入りの制限等（第11条の2）

- 次の施設の経営者等は、深夜、(午後11時から午前4時まで) **保護者同伴であっても、その施設内に青少年を立ち入らせてはいけません。**

- ・興行場
- ・カラオケボックス
- ・インターネットカフェ、マンガ喫茶 など

《違反すると30万円以下の罰金》

- これらの施設の経営者は、施設の入口等の見やすい箇所に、青少年の立ち入りを禁止する旨を掲示しなければなりません。

《違反すると10万円以下の罰金又は科料》



いん行わいせつ行為の禁止（第12条）

- 何人も、青少年に対してみだらな性行為、わいせつな行為をしてはいけません。
《違反すると2年以下の懲役、又は100万円以下の罰金》
- 何人も、青少年に対してみだらな性行為、わいせつな行為を教え、見せてはいけません。
《違反すると50万円以下の罰金》

入れ墨の禁止（第12条の2）

- 何人も、青少年に入れ墨をしてはいけません。

《違反すると30万円以下の罰金》

- 何人も、青少年に入れ墨をするよう勧誘したり、周旋してはいけません。

《違反すると20万円以下の罰金》

児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止(第12条の3及び第16条)

改正

○青少年がインターネット上の会員制交流サイト(SNS)等で知り合った相手に騙されたり、脅されたりして、自身の裸の写真等を送信してしまう「自画撮り被害」が全国的に多発していることから、児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止しました。

何人も、青少年に対し、**当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはなりません**。以下のようない方法で求めた場合、**罰則が適用されます**。

- ①青少年に提供を拒まれたにもかかわらず、提供を求めた場合
- ②青少年を威迫し、欺き、困惑させ又は青少年に対し対償を供与する等の方法により、提供を求めた場合
《違反すると30万円以下の罰金》

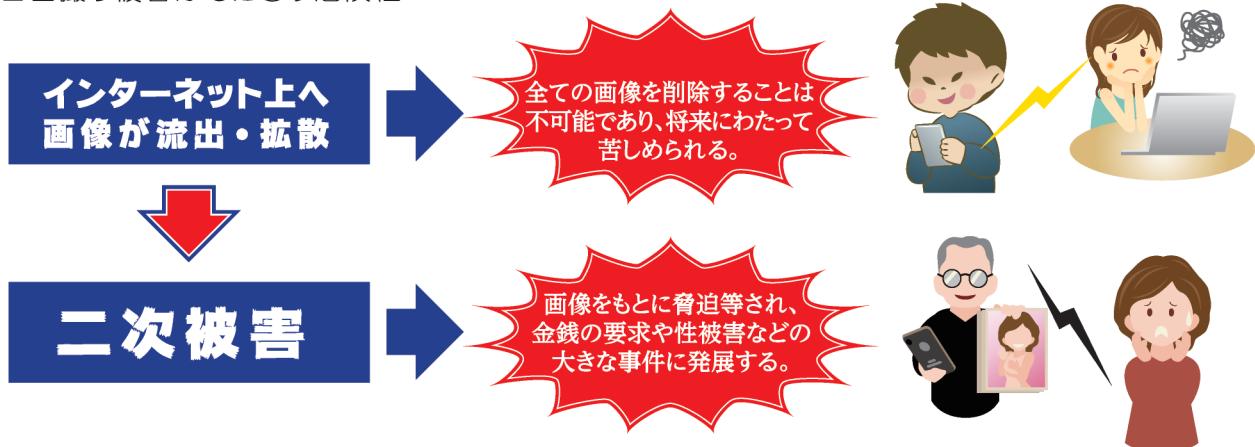


児童ポルノ等とは?

写真や電磁的記録に係る記録媒体その他の物であって、以下のいずれかに掲げる児童(18歳に満たない者)の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいいます。

- ①児童を相手方とする又は児童による性交又は性類似行為に係る児童の姿態
- ②他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
- ③衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて、殊更に児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、でん部又は胸部)が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの

○自画撮り被害がもたらす危険性…



場所の提供、周旋の禁止（第13条）

- 何人も、青少年に対して暴行、みだらな性行為、わいせつな行為、とばく等が行われ、不健全な薬品等の使用がなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて場所を提供し、場所の周旋をしてはいけません。

《違反すると1年以下の懲役、又は50万円以下の罰金》

旅館業者等の届出義務（第14条）

- 旅館業者その他、アパート、貸家等の賃貸を業とする者、又は管理する者は、その管理する施設で青少年に対してみだらな性行為その他の法令に違反する行為がなされ、若しくは青少年がこれらの行為をしたり、その疑いがあるとき、又はその施設を利用する青少年に家出の疑いがあるなどと知ったときは、速やかに児童相談所、警察官に届け出る必要があります。

立入調査等（第14条の2）

- 知事は、この条例の目的を達成するため必要な限度において、その指定する者に、興行場その他の営業所に立ち入って調査をさせたり、関係者に対して資料の提出を求めさせ、又は質問させることができます。

《立入調査を拒み、妨げたり、虚偽の陳述をすると10万円以下の罰金又は科料》

罰則（第16条、第16条の2）

- この条例の規定に違反した者は、青少年の年齢確認に当たって、身分証明書（学生証、運転免許証）などで確認する等、**相当な注意を払った場合を除き、青少年の年齢を知らなかったことを理由に処罰を免れることができない**ことを規定しました。

山梨県教育庁生涯学習課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1356 FAX 055-223-1775

URL <https://www.pref.yamanashi.jp/shougai-gks/index.html>
E-mail shougai-gks@pref.yamanashi.lg.jp



©HISHIMARU TAKEDA



このパンフレットは、今回の改正のあらましとともに、条例の内容をわかりやすい表現で掲載したものです。詳しい内容につきましては、上記にお問い合わせください。